

# 令和7年度 防府市集団指導資料

(介護給付関係)

## 目次

令和8年度の処遇改善加算について p.2

負担限度額認定証の制度改正について p.4

地域密着型サービスの3か月ルールについて p.5

人員配置基準について p.6

ヒヤリ・ハットの管理と活用を p.14

令和7年度運営指導 指導事項 p.15

令和8年度に指定更新が必要な事業所 p.16

## 令和8年度の処遇改善加算について

### ◆令和7年度からの大きな変更点

- ① 6月から新規の加算区分が設けられる。
- ② 6月から（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援が新たに処遇改善加算の対象となる。

#### ① 新規の加算区分について

現行はⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの加算区分がありますが、令和8年6月から、Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロ、Ⅲ、Ⅳと新たな加算区分が設けられます。

現行（令和8年5月まで）

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
---	---	---	---



令和8年6月から

Ⅰイ	<u>Ⅰロ</u>	Ⅱイ	<u>Ⅱロ</u>	Ⅲ	Ⅳ
----	-----------	----	-----------	---	---

ロの区分は、イの区分の要件に加え、以下のいずれかの取組を行っている場合に取得できます。（サービス種類によって要件とできる取組が異なるので注意してください。）

- ア) ケアプランデータ連携システムを利用していること。（誓約の上、令和9年3月末までに利用でも可）
- イ) 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していること。（誓約の上、実績報告までに算定でも可）
- ウ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉法第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人に所属していること。

#### ② 新たに処遇改善加算の対象となるサービスについて

6月から（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援が新たに処遇改善加算の対象となります。取得する場合の加算率は一律となり、加算区分はありません。

加算の要件等の詳細は、厚生労働省通知「**介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」をご確認ください。

## **処遇改善加算を取得する場合の提出書類**

ア) 処遇改善加算計画書

イ) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

ウ) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

(イ、ウについては、加算新規取得時、加算区分変更時に提出が必要)

4月から加算を取得する場合は、令和8年4月15日(水)まで、

6月から加算を取得する場合は、令和8年6月15日(月)までに上記書類を提出してください。なお、6月から加算区分が変更になる場合は、イ、ウを再度提出してください。

## **相談窓口**

処遇改善加算について不明な点など、下記の窓口に相談ができますのでご活用ください。

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口  
電話番号：050-3733-0222  
受付時間：9：00～18：00（土日・祝日含む）

## 負担限度額認定証の制度改革について

令和8年8月から負担限度額認定証（以下、認定証）の制度が改正されます。

現在、防府市では負担限度額の更新を2年に1回としており、令和8年度は更新のお手続きがない年でしたが、制度改革により負担限度額の段階が変更になる方には、7月頃、再度申請のご案内、もしくは認定証の差し替えのご案内をお送りする予定です。

### ◆制度改革の内容◆

- ① 食費の基準費用額が100円上がる。
- ② 「第2段階」及び「第3段階①」の段階決定の金額が変更になる。
- ③ 「第3段階①」及び「第3段階②」の負担額が上がる。

詳細は次ページをご確認ください。

# 補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和8年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- **標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額**を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）+合計所得金額が <b>82.65万円</b> 以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）+合計所得金額が <b>82.65万円超</b> ～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

「第2段階」及び「第3段階」の段階決定の金額が変更になる。

「第3段階」及び「第3段階」の負担限度額が上がる。

			基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,545円（4.7万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	680円（2.1万円） 【1,030円（3.1万円）】	1,420円（4.3万円） 【1,360円（4.1万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	530円（1.6万円）
		老健・医療院 （室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	530円（1.6万円）
		老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	980円（3.0万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）
	ユニット型個室的多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）
ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,470円（4.5万円）	

食費の基準費用額が100円上がる。

## 地域密着型サービスの3か月ルールについて

他市からの転入者が防府市のグループホームや地域密着型の特養への入所を希望した場合、防府市転入後、3か月を待たなければならないと説明してきたところでした。

しかし現状、国からの明確な通知などもないため、今後、転入者が地域密着型の施設に入所を希望した場合、3か月の待機は求めないこととします。なお、もともと防府市在住の方と入所希望がかぶった場合などは、地域密着型サービスが住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスであることを鑑み、もともと防府市在住の方を優先していただくようお願いします。

# 人員配置基準について

◆人員配置基準をサービス種類ごとに表にまとめました。  
自己点検にご活用ください。  
(資格要件等は省略しています。)

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○地域密着型通所介護

○小規模多機能型居宅介護

○認知症対応型共同生活介護

○地域密着型介護老人福祉施設

○看護小規模多機能型居宅介護

○居宅介護支援事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 人員配置基準

	配置基準	常勤・専従	備考
管理者	1	原則常勤・専従	以下の場合は兼務可（ただし、管理上支障がないこと） ①当該事業所のオペレーター、訪問介護員、訪問看護サービスを行う看護師、計画作成責任者 ②指定を併せて受けている訪問介護事業所、訪問看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所の職務 ③同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者または従業者としての職務
計画作成責任者	1以上	—	従業者の看護師・介護福祉士・医師・保健師・准看護師・社会福祉士・介護支援専門員から1人以上を選任 管理者との兼務も可能
オペレーター	提供時間帯を通じて1以上	原則専従	1以上は、常勤（同一敷地内の訪問介護事業所、訪問看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事している場合は常勤の職員として取り扱うことができる）  以下の場合は兼務可（ただし、利用者の処遇に支障がないこと） ①定期巡回サービス及び訪問看護サービス ②随時訪問サービス ③同一敷地内の訪問介護事業所、訪問看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所の職務 ④利用者以外の者からの通報を受け付ける業務（地域支援事業等の市町村が行う任意事業における受信センター職員などが想定される）  以下の施設が同一敷地内にある場合、当該施設の職員をオペレーターとして充てることができる（ただし、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないこと） 短期入所生活介護事業所・短期入所療養介護事業所・特定施設・地域密着型特定施設・小多機・GH・地域密着型特養・特養・看多機・老健・介護医療院
訪問介護員（定期巡回）	必要数	—	
訪問介護員（随時訪問）	提供時間帯を通じて1以上	原則専従	以下の場合は兼務可 ①定期巡回サービス ②オペレーター ③同一敷地内の訪問介護、夜間対応型訪問介護
看護職員（一体型のみ）	2.5以上	常勤換算	1以上は常勤の保健師または看護師 提供時間帯を通じ、1人以上の看護職員との連絡体制を確保  以下の職務の勤務時間は常勤換算に算入可 ①計画作成等のアセスメントのための訪問 ②オペレーター
理学療法士、作業療法士または言語聴覚士	適当数	—	配置しないことも可能

地域密着型通所介護 人員配置基準

	配置基準	常勤・専従	備考
管理者	1	原則常勤・専従	以下の場合は兼務可（ただし、管理業務に支障がないこと） ①当該事業所の介護従業者 ②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者
生活相談員	提供日ごとに、（生活相談員のサービス提供時間内の勤務時間数の合計）÷（サービスを提供している時間帯の時間数）が1以上確保されるために必要な人数	専従	提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数 生活相談員または介護職員のうち、1以上は常勤
看護職員	単位ごとに1以上確保されるために必要な人数	—	看護師または准看護師 病院、診療所、訪問看護ステーション（以下、病院等）との連携により確保する場合 ・営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行う ・提供時間帯を通じて病院等との密接かつ適切な連携を図る 利用定員が10人以下の場合は、配置しないことも可能
介護職員	【利用者15人まで】 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数 【利用者16人以上】 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝（（利用者数-15）÷5+1）×平均提供時間数 ※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数	専従	単位ごとに常時1以上を確保 生活相談員または介護職員のうち、1以上は常勤
機能訓練指導員	1以上	—	

小規模多機能型居宅介護 人員配置基準

	配置基準	常勤・専従	備考
管理者	1	原則常勤・専従	以下の場合に兼務可能（ただし、当該事業所の管理業務に支障がないこと） ①当該事業所の介護従業者 ②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者
介護支援専門員（計画作成担当）	1以上	原則専従	以下の場合に兼務可（ただし、利用者の処遇に支障がないこと） ①当該事業所の他の職務 ②併設事業所の職務（GH、地域密着型特定施設、地域密着型特養、特養、老健、介護医療院）
介護従業者	利用者3人に対し1以上（通い）		1以上は常勤 1以上は看護師または准看護師
	1以上（訪問）	常勤換算	
	時間帯を通じて1以上（夜間及び深夜）	—	
	必要数以上（宿直）	—	

認知症対応型共同生活介護 人員配置基準

	配置基準	常勤・専従	備考
管理者	1ユニットにつき1	原則常勤・専従	<p>以下の場合に兼務可（ただし、管理業務に支障がないこと）</p> <p>①当該事業所の介護従業者 ②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者</p>
計画作成担当者	1以上	原則常勤・専従	<p>1以上は介護支援専門員</p> <p>介護支援専門員を置かなくてよい場合⇒併設の小多機または看多機の介護支援専門員との連携により効果的な運営を期待でき、利用者の処遇に支障がないとき。</p> <p>以下の場合に兼務可（ただし、利用者の処遇に支障がないこと）</p> <p>①当該事業所の他の職務</p>
介護従業者（日中）	利用者3人につき1以上	常勤換算	1以上は常勤
介護従業者（夜間）	1ユニットにつき1以上	—	<p>3つのユニットがある場合、以下を満たし、利用者の安全性が確保されている場合は夜勤職員2人体制可</p> <p>①すべてのユニットが同一の階に隣接 ②円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応を行うことが可能な構造 ③夜間の勤務に関するマニュアルが策定されている ④避難訓練の実施といった安全対策が行われている</p>

## 地域密着型介護老人福祉施設 人員配置基準

	配置基準	常勤・専従	備考
管理者	1	原則常勤・専従	以下の職務は兼務可（ただし、管理業務に支障がないこと） ①当該施設の従業者 ②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者
医師	必要数	—	
生活相談員	1以上	原則常勤	1人を超えて配置されている生活相談員が、当該施設を運営する法人内の他の職務に従事することは可能（ただし、時間帯を明確に区分すること）
介護職員または看護職員	入所者3人につき 1人以上	常勤換算	介護職員のうち、1人以上は常勤 看護職員のうち、1人以上は常勤
栄養士または管理栄養士	1以上	—	隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士または管理栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合は配置しないことも可能
機能訓練指導員	1以上	—	
介護支援専門員	1以上	原則常勤・専従	当該施設の他の職務との兼務可（入居者の処遇に問題がない場合）

## 看護小規模多機能型居宅介護 人員配置基準

	配置基準	常勤・専従	備考
管理者	1	原則常勤・専従	<p>以下の場合には兼務可（ただし、管理業務に支障がないこと）</p> <p>①当該事業所の介護従業者 ②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者または従業者</p>
介護従業者	利用者3人に対し1以上（通い）	常勤換算	1以上は保健師、看護師、または准看護師
	2以上（訪問）	常勤換算	1以上は保健師、看護師、または准看護師
	時間帯を通じて1以上（夜間及び深夜）	—	—
	必要数以上（宿直）	—	<p>必ず事業所内で宿直する必要はない（ただし、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されていること）</p> <p>当該事業所に併設されている以下の施設等での兼務可 ⇒GH、地域密着型特定施設、地域密着型特養、介護医療院</p>
介護支援専門員	1以上	原則専従	<p>以下の場合には兼務可（ただし、利用者の処遇に支障がないこと）</p> <p>①当該事業所の他の職務 ②当該事業所に併設するGH、地域密着型特定施設、地域密着型特養、介護医療院の職務</p>

## 居宅介護支援事業所 人員配置基準

	配置基準	常勤・専従	備考
管理者	1	原則常勤・専従	<p>主任介護支援専門員（令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である事業所は、その者が管理者である限り、主任介護支援専門員の要件の適用が猶予される。猶予期間は令和9年3月31日まで）</p> <p>以下の場合には兼務可（ただし、管理に支障がないこと）</p> <p>①当該事業所の介護支援専門員</p> <p>②他の事業所の職務（居宅サービス事業所、介護保険施設、病院、診療所、薬局等）</p> <p>介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は不可</p>
介護支援専門員	<p>利用者44人に対し1以上</p> <p>ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ事務職員を配置している場合⇒利用者49人に対し1人以上</p> <p>（予防支援の利用者は3分の1換算）</p>	1以上は常勤	非常勤の介護支援専門員の兼務については、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差支えない。

---

## ハインリッヒの法則

---

1 件の重大事故の背後には  
29 件の軽微な事故  
300 件のヒヤリ・ハットがある

1 件の事故に対し、5～10 件はヒヤリ・ハットがあると考えられる。  
つまり、記録の数は、事故件数 < ヒヤリ・ハット となるはず。

### ヒヤリ・ハットの管理と活用を

事故にいたらなかった「少し気になる」程度の些細なものも含んだヒヤリ・ハット事例は、起こりうる事故を未然に防ぐための貴重な情報です。ヒヤリ・ハット事例を事業所内で一元的に収集し、発生状況を把握する仕組みを整備してください。

#### Point

報告の仕組みを構築し、職員からの報告を活性化させる

⇒「少し気になる」の具体例を用意する

⇒報告の重要性を職員に伝える

⇒職員の責任追及が目的ではなく、利用者に対するケアの改善が目的であることを周知する

⇒報告内容の分析や再発防止策の検討を職員にフィードバックする

など

#### 参考

介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン  
(厚生労働省 老健局)

令和7年度運営指導 指摘事項 ※各事業所に送った通知の内容から一部表記を変更しています。

◆今年度の運営指導では以下のような指摘事項がありました。ご確認の上、自己点検の参考にしてください。

運営規程及び重要事項説明書
重要事項説明書に記載された関係機関の住所及び電話番号を現行のものに修正すること。
重要事項説明書に第三者評価の実施状況について記載すること。
重要事項説明書の市高齢福祉課の所在地及び受付時間を現行のものに修正すること。
提供方法及び利用料、その他の費用の額の表記が、運営規程と重要事項説明書で異なっていた。表記を統一すること。
重要事項説明書の「職員の職種、人数及び職務内容」中の職種が実情と異なっているため修正すること。
運営規程に記載の記録の保存年限を2年から5年に修正すること。
職員の員数が実情と異なるため修正すること。
運営規程に記載の営業時間について、現状に即して修正すること。
重要事項をウェブサイト（法人ホームページ等又は介護サービス情報公表システム）に掲載すること。
情報公表システムに掲載の営業日が運営規程及び重要事項説明書と異なっていたため修正すること。
運営規程に定めるべき事項の記載が一部なかったため、追記し、新たに定めること。
虐待防止に関する指針
当該指針に定める委員会の名称の表記を指針内で統一すること。
連絡先機関の名称を明確に記載すること。
「虐待の防止のための指針」には、以下のような項目を盛り込むこと。 (イ) 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 (ロ) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 (ハ) 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 (ニ) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 (ホ) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 (ヘ) 成年後見制度の利用支援に関する事項 (ト) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 (チ) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 (リ) その他虐待の防止の推進のために必要な事項
感染症予防及びまん延防止に関する指針
通報連絡先の電話番号を現行のものに修正すること。
どの事業所の指針であるかを明記し、加えて、発生時の対応として以下の項目を盛り込むこと。 ア 発生状況の把握 イ 感染拡大の防止 ウ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 エ 行政等への報告 オ 発生時における事業所内の連絡体制 カ 関係機関への連絡体制
平常時の対応として、「事業所内の衛生管理（環境の整備等）」を盛り込むこと。
発生時の対応として、「発生状況の把握」、「感染拡大の防止」、「医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携」、「行政等への報告」、「発生時における事業所内の連絡体制」、「関係機関への連絡体制」を盛り込むこと。
訓練の記録を残すこと。
BCP（自然災害編）及び感染症対策の研修と訓練を一体的に実施する場合、それぞれの実施内容を明確に記載すること。
業務継続計画（BCP）
関係機関の住所と電話番号を現行のものに修正すること。
実情と異なる点があったため、内容を点検の上、事業所の実情に合った内容に修正すること。
必要な備蓄品の在庫状況を把握すること。
緊急連絡網、組織図などの各様式の人員を一致させること。
緊急連絡網を最新のものに作りかえ、連絡先をすべて記載すること。
BCPについて、例えば電気の供給が停止した場合の代替方法を明記するなど、災害が起こったときにとるべき方策を具体化し、BCPの実行性の向上に努めること。
BCP（自然災害編）の以下に示す箇所について、国が示す例示のままになっていた。災害が起こったときにとるべき方策を具体化し、BCPの実行性の向上に努めること。 (イ) BCP発動基準に定める地震発生場所 (ロ) 職員の参集基準に定める対象職員 (ハ) 施設内外での避難場所や避難方法
その他
「身体的拘束等適正化のための指針」について、「事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針」の項目名と記載内容が一致していなかった。項目に適した内容を記載の上、指針を整備すること。
ハラスメント防止に関する取組は、職場において優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化するなど、必要な措置を講じること。また、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組として、被害者への配慮のための取組を具体的に定めること。

全体的にマニュアルなどの誤字・脱字が多い印象でしたので、文書作成時は内容の校正をお願いします。

## 令和8年度に指定更新が必要な事業所

◆指定が切れる40日前までに指定更新申請書の提出をお願いします。

(すでにご提出いただいている事業所も掲載しております。)

提供サービス名	事業所名	現在の指定の有効期限
居宅介護支援	三田尻ケアサポートセンター	2026/4/30
	宅粋庵居宅介護支援事業所	2026/5/31
	あんしん防府	2026/9/30
	居宅介護支援事業所 白雲荘	2027/3/31
	ライフケア高砂居宅介護支援事業所	2027/3/31
	ケアプランセンターあこっと	2026/8/31
	まる居宅介護支援センター	2027/2/28
介護予防支援	防府西地域包括支援センター	2027/3/31
	防府東地域包括支援センター	2027/3/31
地域密着型通所介護	デイサービスかがやき	2026/5/31
	ケアビレッジスワン	2027/3/31
	デイサービスひだまり	2026/6/30
	あ・す・もデイサービスセンター	2026/6/30
	きんこうデイサービスセンター	2027/3/31
小規模多機能型居宅介護	自遊の街小規模多機能ハウスひだまり倶楽部	2026/11/30
認知症対応型共同生活介護	24時間宅老所 新田の楽さん家	2026/4/30
	グループホーム 防府あかり園	2026/11/30
	グループホーム ニコニコ創	2027/3/31
	グループホーム 和楽	2027/2/28
地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ヘスティア華城	2026/9/30
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	複合型サービス ほのぼのハウス三田尻	2026/5/31